

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。 （第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実のいかんにかかわらず、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいうものとする。 （第二条第一項関係）

二 この法律において「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいうものとする。 （第二条第二項関係）

三 この法律において「国際和解合意」とは、調停において当事者間に成立した合意であつて、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するものをいうものとする。 （第二条第三項

関係)

- 1 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- 2 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。3において同じ。）を有するとき。
- 3 当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

第三 適用範囲

この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をす

ることができ旨の合意をした場合について、適用するものとする。 (第三条関係)

第四 適用除外

この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しないものとする。 (第四条関係)

一 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意

二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意

四 外国の裁判所の認可を受け、又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であつて、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの

五 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であつて、これに基づく強制執行をすることができるもの

第五 国際和解合意の執行決定

一 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならないものとする。 （第五条第一項関係）

二 一の申立てをする者（以下第五において「申立人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならないものとする。 （第五条第二項関係）

1 当事者が作成した国際和解合意の内容が記載された書面

2 調停人その他調停に関する記録の作成、保存その他の管理に関する事務を行う者が作成した国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面

三 二の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。四において同じ。）に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなすものとする。 （第五条第三項関係）

四 申立人は、二及び三の規定により書面又は記録媒体を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該記録媒体に係る電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとする。ことができるものとする。こと。（第五条第四項関係）

五 一の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、一の申立てに係る手続を中止することができるものとする。こと。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。こと。（第五条第五項関係）

六 一の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。こと。（第五条第六項関係）

1 当事者が合意により定めた地方裁判所

2 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

3 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

4 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

七 六の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄するものとする。 （第五条第七項関係）

八 裁判所は、一の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。 （第五条第八項関係）

九 裁判所は、七の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を七の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。 （第五条第九項関係）

十 八及び九の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができるものとする。 （第五条第十項関係）

十一 裁判所は、十二の規定により一の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないも

のとする事。 (第五条第十一項関係)

十二 裁判所は、一の申立てがあつた場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(1から6までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができるものとする事。 (第五条第十二項関係)

1 国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しない事。

2 国際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令(当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しない事。

3 国際和解合意に基づく債務の内容を特定することができない事。

4 国際和解合意に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅した事。

5 調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則(公の秩序に関しないものに限る。)に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものである事。

6 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

7 国際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

8 国際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

十三 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、一の申立てについての決定をすることができないものとする。 (第五条第十三項関係)

十四 一の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができるとすること。 (第五条第十四項関係)

第六 任意的口頭弁論

執行決定の手續に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができるとすること。 (第六条関係)

第七 事件の記録の閲覧等

執行決定の手續について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができるものとする。 (第七条関係)

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

第八 期日の呼出し等

執行決定の手續における期日の呼出し、公示送達の方法、電子情報処理組織による申立て等及び裁判書について、所要の規定を整備するものとする。 (第八条から第十一条まで関係)

第九 民事訴訟法の準用

特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一

編から第四編までの所要の規定を準用するものとする。 (第十二条関係)

第十 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、執行決定の手續に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。 (第十三条関係)

第十一 附則

一 施行期日等

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条及び第三条関係)

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、民事訴訟費用等に関する法律及び民事執行法の規定の整備をするものとする。 (附則第四条及び第五条関係)